の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第６条の２の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

10　令和四年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項及び第十九条の十四の四第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の二第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　略］

［二～四　略］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和四年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　略］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times 0.7 + 1] + \{(E \times 70 + F \times 650) / (C \times 1.74)\} + G$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、$(D - C) / C$、$\{(D - C) / C\} \times 0.7$、E×70、F×650、C×1.74及び$(E \times 70 + F \times 650) / (C \times 1.74)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C×1.74に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第６条の２の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

9　令和三年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項、第十九条の十四の五第九項及び第十九条の十四の六第四項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

10　法附則第六条の二第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　同上］

［二～四　同上］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和三年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　同上］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times 0.9 + 1] + \{(E \times 70 + F \times 650) / (C \times 1.77)\} + G$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、$(D - C) / C$、$\{(D - C) / C\} \times 0.9$、E×70、F×650、C×1.77及び$(E \times 70 + F \times 650) / (C \times 1.77)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C×1.77に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）